

第38期 決算公告

沖縄県那覇市旭町112番地1
 沖縄JTB株式会社
 代表取締役社長執行役員 濱口 剛

貸借対照表

2026年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,057,280,020	流動負債	1,085,904,335
現金及び預金	3,885,741	営業未払金	380,338,136
営業未収金	530,232,237	リース債務	3,244,080
未渡クーポン	1,424,986	未払金	56,007,201
棚卸資産	3,278,367	未払費用	185,979,228
営業前払金	35,708,876	未払法人税等	90,867,900
前払金	1,230,440	未払消費税等	37,715,900
前払費用	9,180,118	営業前受金	203,844,316
短期貸付金	1,469,835,501	預り金	127,907,574
その他	2,503,754		
固定資産	344,762,871	固定負債	132,798,472
有形固定資産	50,743,142	リース債務	6,669,120
建物附属設備	19,321,635	長期未払金	666,912
構築物	4,662,191	預り保証金	2,743,860
機械装置	806,103	退職給付引当金	109,068,580
器具備品	16,040,013	役員退職慰労引当金	13,650,000
リース資産	9,913,200		
無形固定資産	5,795,667	負債合計	1,218,702,807
ソフトウェア	5,666,667		
電話加入権	129,000	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	288,224,062	株主資本	1,183,340,084
出資金	93,160,604	資本金	100,000,000
投資有価証券	500,000	資本剰余金	70,000,000
差入保証金	45,155,830	資本準備金	70,000,000
長期前払費用	14,306,343	利益剰余金	1,013,340,084
繰延税金資産	122,152,540	利益準備金	7,500,000
長期未収金	9,248,745	その他利益剰余金	1,005,840,084
ゴルフ会員権	3,700,000	別途積立金	273,000,000
		繰越利益剰余金	732,840,084
		(うち当期純利益)	(132,937,168)
資産合計	2,402,042,891	純資産合計	1,183,340,084
		負債・純資産合計	2,402,042,891

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

(a) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を適用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①食品、飲料、原材料・・・最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を適用しております。

②その他棚卸資産・・・・・・先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を適用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産・・・・・・定率法を適用しております。

(リース資産以外) ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を適用しております。

(2) 無形固定資産・・・・・・定額法を適用しております。

なお、ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を適用しております。

(3) リース資産・・・・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を適用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金・・・・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合退職金要支給額）を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金・・・・・・役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(1) 募集型・受注型企画旅行等の旅行事業については、旅行期間内で旅程管理という履行義務が充足されると判断していることから、旅行代金を対価として、旅行期間にわたり収益を認識しております。

手配旅行の代理販売については、サービスの提供が完了した時点で充足されると判断していることから、代理販売の手数料を対価として、発券日基準で収益を認識しております。

(2) MICE事業（イベントや会議などの運營業務の受託事業）については、イベント開催という履行義務がイベント開催時に充足されると判断していることから、契約金額を対価として、イベント開催期間にわたり収益を認識しております。

- (3) セールスプロモーション（プロモーションの受託事業）・その他業務受託事業については、契約内容の義務を履行するにつれて、サービスの提供を行っていると判断していることから、契約金額もしくは契約金額を上限とした変動対価を対価として、契約期間にわたり収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度・・・・・・・・グループ通算制度を適用しております。

以上